

武家の古都・鎌倉シンポジウム⑱基調講演 要旨

「世界遺産登録と鎌倉のまちなみ」

西村幸夫さん
(東京大学大学院教授)



生きているまちが世界文化遺産になるためには、日頃の努力が必要だ。鎌倉でも、看板がなくなったり、色が落ちていたりしているが、住んでいる人は気がつかない。10年で変わったというのを認識するのは重要である。今までの鎌倉の努力というのは「お願い」だったが、ひとつには世界遺産登録や、景観法の景観団体になるなど、コントロールに強制力を持たせることができるようになった。世論が深まっていけば非常に細かいコントロールのできるところにたどりつく。今はその詳細化に向けているなかにある。

今日私がお話しする1点目は、ひとつは邸の敷地が、相続が発生して分割されてしまうようなときに何ができるか。そういうときに世界遺産のバッファゾーンをうまく運営していくのは非常に重要な課題だ。2点目は、世界遺産になって生きている都市では、コアの部分は非常に重要なので守られているが、バッファの部分は普通に人が住んでいるのでいろいろな問題が起きる。その問題に対してどういう議論がされているかということ。3点目は、皆さんの関心のある平泉の登録延期について、平泉というのは鎌倉に似ているので、どういうことが議論されているかをお話ししたいと思う。

相続問題とナショナルトラスト

まず、土地に相続が発生したとき何が起こるか。その時何かできないかというのは世界中で問題になった。実はイギリスのナショナルトラストができた理由はそれが大きい。ナショナルトラストに土地を寄贈すると相続税が減免される。なおかつそこに住み続けられる。所有はナショナルトラストのものになるから、ある部分は公開しなくてはならないが、居住部分の半分から3分の2くらいは住み続けることができる。日本では、財団を作ってそこに寄贈することで相続税をスキップできるが、そのかわ

り、そこに住み続けることはできない。その邸は完全に死んだ建物となる。そのルールをうまく変えられないのは日本の現状だ。そのために風致保存会が寄付を受けてそこを管理するようになるというのは一つの案だ。ただこれは長期の課題で今すぐできるものではない。

地区計画による敷地規模のコントロール

もう一つのルールの作り方は、敷地規模をコントロールすること。これは今の法律で、最低限敷地規模をルール化できる。たとえば100坪以下の敷地にしてはいけないというのを、地区計画で定める。合意をとるのが難しいかもしれないが、やるとすればこういうことしかない。市全体はできなくても、住民が発意して自分たちの住んでいるまちの景観を守るため努力すれば、そこだけ是可以する。

景観条例による<景観重要建造物>の指定と相続税減免

もうひとつできることは、景観法の下で景観条例を生み出し、景観重要建造物というのを定める。これを定めると相続税の適正評価が受けられるようになり、相続税が原則的には30%くらい減免になる。これは文化財と同じような減免だ。これを単体でたくさんかけていくというのが一つの方法だ。景観重要建造物は外観を変えられないが、外観という観点から、建築物単体を指定する文化財より有利な点がある。庭木や生け垣・工作物まで指定できるので敷地単位を指定でき、その範囲で相続税減免が受けられる。これを政策的にうまく使っていけるかが課題だ。

歴史まちづくり法の施行で、まちづくりへ国の支援

それからもう一つの可能性は、11月4日から「歴史まちづくり法」というのが施行された。これは国宝や史跡な



整備された歩行者歩道 御成小学校前通